

「道路生態研究会誌」編集・投稿規定

(2019年7月25日制定、2020年6月13日改定)

1. 道路生態研究会誌

道路生態研究会誌は、道路（広く交通インフラを含む）と緑や自然と野生生物との関係、交通インフラの整備、管理、運営における自然環境の保全や生物多様性の確保等に関連する内容を掲載する。

2. 道路生態研究会誌 編集委員会

本誌を編集するために道路生態研究会誌編集委員会（以下、編集委員会とする）を置く。編集委員会は1名の編集委員会委員長と複数名の編集委員により構成される。

3. 道路生態研究会誌 編集委員会委員長および編集委員

編集委員会委員長および編集委員は道路生態研究会幹事会によって選出される。

4. 校閲

編集委員会は本誌の投稿原稿につき、独創性、発展性、完成度等の質的水準を判定するために、校閲を行なう。

編集委員長より査読委員（会員外も含む）を2名あるいは3名選出して、査読委員の代表者が（責任編集者）査読結果を取りまとめる。

責任編集者が査読結果を編集委員長に返し、編集委員長から投稿者へ連絡する。

査読・修正期間は以下を目途とする。

査読期間1ヶ月、修正期間2ヶ月、再査読期間3週間、再修正期間1ヶ月。

投稿論文の採否は編集委員会が決定し、投稿者に通知する。

校閲の結果、修正を必要とする投稿原稿については、編集委員会はその理由を付して投稿者に原稿の修正を求めることができる。

5. 投稿

会員は本誌に投稿することができる。共著者に非会員を含むことができるが、筆頭著者は会員に限る。また、編集委員会が依頼した場合はこの限りではない。投稿原稿は他誌に未発表のものに限る。

6. 原稿の種類

原稿は、原著論文、短報、総説、資料（調査・技術報告や事例紹介等）、記録（研究発表会・シンポジウム・見学会の記録等）に区分される。

このうち、資料、記録は校閲の対象とせず、編集委員会で確認し、誤字脱字、わかりにくい部分等があればコメントと合わせて著者へ返送し、修正を求める。

7. 原稿の形式

原稿は、和文の場合、原稿の種類、表題、著者名、著者所属、要旨、キーワード、本文、英文表題、英文著者名、英文著者所属、Abstract、Keywordsの順に記述し、英文の場合は和文要旨を付ける。

8. 校正

校正は誤植の訂正のみにとどめ、原稿の字句の訂正および内容の変更は認めない。

9. 附則

この規定は2020年6月14日から施行する。

以上